

## 川崎区防犯パトロール用品の貸与に関する要領

(目的)

第1条 この要領は川崎区内で自主的に防犯活動を実施している町内会・自治会、市民団体及び個人等（以下「団体等」という）の支援を図ることを目的として、川崎区長が購入した防犯パトロールに使用する防犯用品（以下「パトロール用品」という。）の貸与に関して、必要な事項を定める。

(パトロール用品の管理者)

第2条 パトロール用品は、「川崎区防犯パトロール用品の管理に関する要領」に基づき、川崎区安全・安心まちづくり推進協議会会長（以下「会長」という。）が適正に管理するものとする。

(貸与対象)

第3条 会長は次に示す団体等に対して、パトロール用品を貸与することができる。

- (1) 町内会・自治会等
- (2) 青少年の健全育成を目的とした団体
- (3) 小学校、中学校 PTA 団体
- (4) 老人クラブ
- (5) 商店街組織（地域において、商店等を構成員として組織された団体をいう。）
- (6) 防犯関係団体（地域の防犯活動を行うことを目的として組織された団体をいう。）
- (7) 川崎区内で「わんわんパトロール」等の防犯見守り活動を行う個人
- (8) 前各号に掲げるものの他、会長が特に認める団体及び個人

2 会長は川崎区安全・安心まちづくり推進協議会で防犯パトロール等を実施する場合はパトロール用品を借用することができる。

(貸与できるパトロール用品)

第4条 会長が貸与できるパトロール用品は次のものとする。

- (1) のぼり旗A（「防犯・防火・交通安全 パトロール」）
- (2) のぼり旗B（標語「みんなが手と手をつなぎあい安心できるまちづくり」）
- (3) 防犯ベスト
- (4) たすき（「地域安全運動実施中」）
- (5) 腕章（「防犯」）
- (6) 青色回転灯
- (7) 赤色誘導灯
- (8) わんわんパトロールグッズ一式
- (9) その他のパトロールに必要な用品

(パトロール用品の貸与)

第5条 前条に規定するパトロール用品の貸与を希望する団体等は「防犯パトロール用品貸与申請書(様式1)」(以下「貸与申請書(様式1)」という。)により申請を行うものとする。

2 会長はパトロール用品の貸与を希望する団体等から貸与申請書(様式1)の提出があったときは、その書類の内容を審査し、疑義及び不備がないと認めた場合は、パトロール用品を無償で貸与することができる。

3 パトロールする目的以外にパトロール用品を使用することはできないものとする。

4 パトロール用品の貸与を受けた団体等がパトロール実施中に起こした事件・事故その他の賠償の責めに関し、会長及び川崎区長は責任を負わないものとする。

5 第3条に規定のない団体等や認め難い団体及び個人が申請した場合は、貸与の対象とはしない。

(パトロール用品の貸与期間)

第6条 パトロール用品の貸与期間は貸与した日から1年以内とする。ただし、他団体等の予約がある場合を除いて、申請内容に変更が無い限り、1年単位で自動更新できるものとする。

(パトロール用品の紛失、破損、返却の届出)

第7条 貸与を受けたパトロール用品を紛失または破損された場合、もしくは活動の取り止めなどにより返却する場合は、速やかに「防犯パトロール用品(紛失・破損・返却)届出書(様式2)」を提出するものとする。

(パトロール用品貸与の取消等)

第8条 会長はパトロール用品の貸与を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、パトロール用品の貸与を取り消すことができる。

- (1) 団体等が川崎区内での活動を取り止めたとき
- (2) 偽りその他の不正な手段により、貸与の申請をしたことが判明したとき
- (3) パトロール用品を悪用して事件・事故を起こしたとき
- (4) パトロール用品を故意に破損・汚損させたとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会長がパトロール用品を貸与することが適当でないと認めるとき

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長及び川崎区長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成19年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月23日から施行する。

年 月 日

(様式1)

## 防犯パトロール用品貸与申請書

川崎区安全・安心まちづくり推進協議会会長 様

防犯パトロール等の防犯活動を行うため、以下のとおり用品貸与を申請します。

団体名（個人は記載不要）		活動人数		名
申請者名（フリガナ）				
連絡先	住所（町名まで）			
	電話番号			
	E-mail			
希望するパトロール用品				
のぼり旗	枚	のぼり竿	本	
防犯ベスト	着	たすき	本	
腕章	枚	赤色誘導灯	本	
青色回転灯	個	わんわんパトロールグッズ一式	セット	
その他				
貸与予定期間	年 月 日 ~		年 月 日	
備考				

※「わんわんパトロールグッズ」の貸与は、一世帯につき1セットといたします。

※「わんわんパトロールグッズ」の貸与を団体で申請される場合は、使用者リスト（様式自由）を添付してください。

※記載いただいた連絡先情報等の個人情報は、川崎区安全・安心まちづくり推進協議会事務局（川崎区役所危機管理担当）が厳正に管理し、事務局が防犯活動や用品貸与に関する連絡を申請者宛てに行う目的以外には利用しません。

※貸与を受けた物品を紛失または破損された場合は、速やかにその旨を届け出てください。

※パトロール活動を取り止める場合は、貸与を受けた物品を御返却ください。

※上記申請内容に変更が生じた場合は、川崎区安全・安心まちづくり推進協議会事務局（川崎区役所危機管理担当）に御連絡ください。

年 月 日

(様式2)

## 防犯パトロール用品（紛失・破損・返却）届出書

川崎区安全・安心まちづくり推進協議会会長 様

貸与を受けた防犯パトロール用品の（紛失・破損・返却）を届け出ます。

団体名（個人は記載不要）		活動人数	名
申請者名（フリガナ）			
連絡先	住所（町名まで）		
	電話番号		
	E-mail		
該当するパトロール用品			
のぼり旗	枚	のぼり竿	本
防犯ベスト	着	たすき	本
腕章	枚	赤色誘導灯	本
青色回転灯	個	わんわんパトロールグッズ一式	セット
その他			
備考			